

厚生労働省によると、全国の児童相談所が2019年度に相談・通告を受けた児童虐待の件数は、過去最多の19万3780件にのぼり、10年前と比べ4.4倍に増えました。29年連続で最多を更新しています。

児童虐待の

種類は、①殴る蹴るなどの「身体的虐待」、②食事を与えないなどの「 NEGLIGENCE」、③わいせつな行為をする「性的虐待」、④言葉で心を傷つける、子供の前で夫婦げんかをするなどの

「心理的虐待」があります。児童相談所への相談・通告の半数を超えるのは、「心理的虐待」です。配偶者に対する暴力も多くなっています。子供の目前で行われれば心の傷になるのは間違いないことです。虐待を受けた子の多くは傷つき、苦しんでいます。

社会全体で見守り、早期に発見すること。そして対策を施し、児童虐待を防止しましょう。

児童虐待を防止しよう

防犯一口メモ